

下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 下関市の住民自治によるまちづくりを推進するため、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 住民自治によるまちづくりの推進のための条例整備に関する事項
- (2) 住民自治によるまちづくりの推進のための計画策定に関する事項

(組織)

第3条 懇談会の委員は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係団体から選任する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、市長が指名するものとする。
- 3 会長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。
- 4 会長が欠席、又は事故があるときは、副会長がその職務を代理するものとする。

(会議)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

- 2 懇談会は、選任委員の過半数以上が出席できるよう努める。
- 3 懇談会は原則公開とする。ただし、市長は内容に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部地域支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。